

大分県報

平成二十八年
号外（三）
三月二十九日

（火曜日）

目次

告示

議決された予算の要領……………1

○告示

大分県告示第二百五号

平成二十八年大分県議会第一回定例会で議決された予算の要領は、次のとおりである。
平成二十八年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成28年度 大分県一般会計予算

平成28年度大分県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 609,216,000千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円 と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

第1表

歳入歳出予算
(歳入)

款	項	金額
1 県 税	1 県 民 税	38,074,160
	2 事 業 税	24,413,594
	3 地 方 消 費 税	35,697,751
	4 不 動 産 取 得 税	2,350,241
	5 県 た ば こ 税	1,369,770
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	350,472
	7 自 動 車 取 得 税	834,542
	8 軽 油 引 取 税	8,480,249
	9 自 動 車 税	14,015,172
	10 飲 区 税	9,851
	11 狩 猟 税	28,405
	12 産 業 廃 棄 物 税	175,793
2 地方消費税清算金		44,170,000
1 地方消費税清算金		44,170,000

	4 受託事業収入	1,233,176	3 福祉生活費	9 監査委員費	214,418		
	5 収益事業収入	3,350,257		1 社会福祉費	1 社会福祉費	44,403,526	
	6 利子割精算金収入	3,248			2 児童福祉費	16,358,327	
15 県債	7 雑収入	4,446,887	4 保健環境費	3 生活保護費	1,687,401		
	1 県債	71,063,000		4 災害救助費	33,625		
				歳入合計	609,216,000	4 保健環境費	32,995,474
(歳出)			5 労働費	1 公衆衛生費	23,704,985		
款	項	金額		6 農林水産業費	2 環境保全費	1,783,096	
					1 議会費	1,188,511	3 保健所費
1 議会費	1 議会費	1,188,511			4 医務務費	4,947,425	
					1 総務管理費	9,010,325	5 薬務生活衛生費
			2 企画費				5,634,475
2 徴税費	3 徴税費	4,503,198	2 職業訓練費	1,525,691			
			3 市町村振興費	945,509	3 雇用対策費	233,360	
5 選挙費	6 防災費	2,696,410	4 労働委員会費	4 労働委員会費	96,800		
				7 統計調査費	342,437	1 農業費	10,633,269
							8 人事委員会費
2 総務費	1 総務管理費	9,010,325	5 労働費	1 労働費	1,996,961		
					2 企画費	5,634,475	6 農林水産業費
3 徴税費	3 徴税費	4,503,198	4 労働委員会費	4 労働委員会費	96,800		
					4 市町村振興費	945,509	6 農林水産業費
5 選挙費	6 防災費	2,696,410	1 農業費	1 農業費	10,633,269		
					7 統計調査費	342,437	2 畜産業費
8 人事委員会費	8 人事委員会費	149,097	2 畜産業費	2 畜産業費	4,299,462		

7 商 工 費	3 農地費	17,107,715	11 災害復旧費	3 中学校費	24,920,798
	4 林業費	13,804,380		4 高等学校費	29,177,245
	5 水産業費	5,667,570		5 特別支援教育費	9,864,278
	1 中小企業費	39,074,556		6 大 学 費	1,289,565
	2 工 業 費	5,182,146		7 社 会 教 育 費	2,469,763
8 土 木 費	3 観 光 費	641,190	8 保 健 体 育 費	1,210,150	
	1 土 木 管 理 費	5,163,585	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	4,582,286	
	2 道 路 橋 梁 費	42,341,494	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	7,066,635	
	3 河 川 海 岸 費	20,896,557	1 公 債 費	90,413,714	
	4 港 湾 費	3,195,085	1 積 立 金	339,813	
	5 都 市 計 画 費	6,510,850	2 地 方 消 費 税 清 算 金	35,481,881	
9 警 察 費	6 住 宅 費	1,971,767	3 利 子 割 交 付 金	118,551	
	1 警 察 管 理 費	25,261,963	4 配 当 割 交 付 金	566,084	
	2 警 察 活 動 費	1,108,356	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	435,277	
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	11,050,183	6 地 方 消 費 税 交 付 金	22,248,108	
	2 小 学 校 費	41,377,651	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	245,475	
			8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	554,970	
			9 利 子 割 精 算 金	735	
			13 諸 支 出 金	59,990,894	
			12 公 債 費	90,413,714	
			11 災 害 復 旧 費	11,648,921	
			10 土 木 管 理 費	80,079,338	
			9 道 路 橋 梁 費	42,341,494	
			8 河 川 海 岸 費	20,896,557	
			7 港 湾 費	3,195,085	
			6 都 市 計 画 費	6,510,850	
			5 住 宅 費	1,971,767	
			4 警 察 管 理 費	25,261,963	
			3 警 察 活 動 費	1,108,356	
			2 教 育 総 務 費	11,050,183	
			1 小 学 校 費	41,377,651	

14	予備費	1	予備費	170,000	8	職業訓練等業務委託料	平成28年度から平成29年度まで	107,828
歳出合計				609,216,000				
第2表 債務負担行為								
事項		期間	限度額					
1	新公会計システム開発事業	平成28年度から平成29年度まで	千円 7,340					
2	地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	平成28年度から平成38年度まで	共同発行総額 1,204,000,000千円から大分県の発行額20,000,000千円を除いた額1,184,000,000千円並びにその利子					
3	自動車税納税通知書作成等業務委託料	平成28年度から平成29年度まで	13,109					
4	税務業務アウトソーシング推進事業	平成28年度から平成33年度まで	77,485					
5	おおいた子育てほっとクーポン活用事業	平成28年度から平成30年度まで	48,590					
6	地域を担うNPO協働モデル創出事業	平成28年度から平成30年度まで	16,000					
7	信用保証協会の中小企業制度資金（一般分）の貸付けに伴う保証料率軽減に対する補助	平成28年度から平成47年度まで	1,665,689					
					9	公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。）が農地中間管理機構（以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。）に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことについて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。	甲が乙に資金を貸し付けたときから、当該貸付金の償還期限後、甲が補償の履行日として指定する日まで	1 損失補償の額 貸付金の償還期限（甲が当該貸付金の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合にはその支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。）において甲が弁済を受けていない元金及び延滞金並びに違約金の合計額に相当する金額 2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限後、甲の指示に従い、甲に補償を履行する。 3 乙の主な借入条件 (1) 借入金額 160,000千円 (2) 利率 無利子 (3) 償還期限 借入日から10年以内 (4) 延滞金及び違約金の計算利率 延滞金 年 10.95% 違約金 年 10.95%
					10	農業近代化資金等利子補給	平成28年度から平成54年度まで	232,398

11 天災融資法に基づく災害資金損失補償	平成28年度から平成41年度まで	<p>1 損失補償の額 融資元本の償還期限到来後3か月を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった金額の100分の80以内</p> <p>2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限到来後3か月を経過した後、市町村が融資機関と締結した損失補償契約に基づき損失補償を行う場合に補償を履行する。</p> <p>3 融資条件 (1) 融資枠 5億円 (2) 貸付利子 年1.00% (3) 償還期限 7年以内</p>	16,852	16 畜産特別資金利子補給	平成28年度から平成51年度まで	5,465
				17 漁業近代化資金利子補給	平成28年度から平成49年度まで	181,489
				18 漁業経営維持安定資金利子補給	平成28年度から平成39年度まで	7,690
				19 農業水利保全野津地区ダム施設改修事業	平成28年度から平成29年度まで	165,000
				20 小水力発電元治水地区施設整備事業	平成28年度から平成30年度まで	235,000
				21 小水力発電日出生地区施設整備事業	平成28年度から平成30年度まで	165,000
				22 広域農道大南野津2期地区8号橋建設事業	平成28年度から平成29年度まで	200,000
				23 中山間地域本耶馬溪地区浄水施設整備事業	平成28年度から平成29年度まで	170,000
				24 障害防止周辺水路改修事業	平成28年度から平成29年度まで	369,928
				25 危険ため池鷺野尾池地区堤体改修事業	平成28年度から平成30年度まで	357,000
				12 災害資金利子補給	平成28年度から平成35年度まで	
13 特定災害資金利子補給	平成28年度から平成33年度まで		33,865	27 危険ため池中間大池地区堤体改修事業	平成28年度から平成29年度まで	116,000
14 活動火山降灰対策緊急資金利子補給	平成28年度から平成33年度まで					
15 農業経営負担軽減支援資金利子補給	平成28年度から平成44年度まで					

28	危険ため池大久・山中地区堤体改修事業	平成28年度から平成29年度まで	114,400	38	県道別府一の宮線道路改良事業	平成28年度から平成29年度まで	150,000
29	危険ため池夏畑池地区堤体改修事業	平成28年度から平成29年度まで	80,000	39	県道中津高田線道路改良事業	平成28年度から平成30年度まで	966,000
30	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第25条の規定により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対し債務保証する。	当該資金ごと の債務保証契約 に定めるところ による。	大分県土地開発公社が金融 機関から借り入れる事業資金 の総額 6,000,000千円並びに その利子及び遅延利息	40	県道三重弥生線道路改良事業	平成28年度から平成29年度まで	170,000
				41	県道飯田高原中村線道路改良事業	平成28年度から平成29年度まで	60,000
				42	県道竹田直入線道路改良事業（植木工区）	平成28年度から平成29年度まで	110,000
31	国道212号道路改良事業（耶馬溪工区）	平成28年度から平成30年度まで	700,000	43	県道竹田直入線道路改良事業（鏡工区）	平成28年度から平成29年度まで	80,000
32	国道217号道路改良事業（白木工区）	平成28年度から平成29年度まで	60,000	44	県道大田杵築線道路改良事業	平成28年度から平成29年度まで	150,000
33	国道217号道路改良事業（平岩松崎工区）	平成28年度から平成30年度まで	1,420,000	45	県道宝珠山日田線道路改良事業	平成28年度から平成29年度まで	120,000
34	国道217号道路改良事業（戸穴工区）	平成28年度から平成30年度まで	2,000,000	46	県道成仏杵築線道路改良事業	平成28年度から平成29年度まで	50,000
35	国道217号道路改良事業（一尺屋工区）	平成28年度から平成29年度まで	130,000	47	県道三重新殿線道路改良事業（秋葉内田工区）	平成28年度から平成29年度まで	150,000
36	国道442号道路改良事業（宗方工区）	平成28年度から平成30年度まで	350,000	48	県道三重新殿線道路改良事業（内田工区）	平成28年度から平成29年度まで	100,000
37	国道442号道路改良事業（久住工区）	平成28年度から平成29年度まで	80,000	49	県道四浦日代線道路改良事業	平成28年度から平成29年度まで	50,000

50	県道白丹竹田線道路改良事業	平成28年度から平成29年度まで	60,000	62	瀬の口地区地すべり対策事業	平成28年度から平成29年度まで	35,000
51	県道菅原戸畑線道路改良事業	平成28年度から平成29年度まで	100,000	63	乙原地区地すべり対策事業	平成28年度から平成29年度まで	21,000
52	県道大泊浜徳浦線道路改良事業(深江工区)	平成28年度から平成30年度まで	1,000,000	64	田代川障害防止対策事業	平成28年度から平成29年度まで	84,478
53	県道大泊浜徳浦線道路改良事業(風成2工区)	平成28年度から平成29年度まで	50,000	65	庄の原佐野線街路改良事業	平成28年度から平成29年度まで	400,000
54	県道大在大分港線道路施設補修事業	平成28年度から平成29年度まで	40,000	66	生活排水処理施設整備費補助	平成28年度から平成39年度まで	58,106
55	県道大分臼杵線道路施設補修事業	平成28年度から平成29年度まで	50,000	67	大分スポーツ公園総合競技場長寿命化対策事業	平成28年度から平成29年度まで	217,000
56	県道東中津停車場和田線道路施設補修事業	平成28年度から平成29年度まで	20,000	68	県有建築物防災対策推進事業	平成28年度から平成29年度まで	270,002
57	臼杵川河川整備事業	平成28年度から平成29年度まで	300,000	69	県有建築物保全事業	平成28年度から平成29年度まで	245,533
58	大分川障害防止対策事業	平成28年度から平成29年度まで	82,720	70	大分東警察署整備事業	平成28年度から平成29年度まで	1,387,342
59	駅館川障害防止対策事業	平成28年度から平成29年度まで	38,960				
60	玉来ダム建設事業	平成28年度から平成34年度まで	12,000,000				
61	土木施設災害復旧事業	平成28年度から平成29年度まで	100,000				

第3表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災施設整備費	千円 153,000	証券借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度以内にて元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。
防災ヘリコプター整備費	1,436,000			
防災情報伝達体制整備費	9,000			
社会福祉施設整備費	109,000			
石綿健康被害救済基金拠出事業費	13,000			
土地改良費	1,931,000			
農地防災事業費	490,000			
林道費	371,000			
治山費	1,485,000			
沿岸漁場基盤整備費	304,000			
漁港費	651,000			
共生のまち整備費	72,000			
道路路費	18,475,000			

河川	費	6,864,000		
海岸	費	189,000		
砂防	費	2,914,000		
港湾	費	1,064,000		
空港	建設費	399,000		
街路	費	1,231,000		
都市環境	整備費	173,000		
住宅	建設費	267,000		
防災	対策推進費	509,000		
県立学校	施設整備費	2,296,000		
埋蔵文化財センター	施設整備費	212,000		
警察	施設整備費	329,000		
交通安全	施設整備費	298,000		
土木	施設災害復旧費	2,265,000		
漁港	施設災害復旧費	33,000		
治山	施設災害復旧費	106,000		

臨時財政対策債	26,263,000	合計			
合計	71,063,000				

平成二十八年三月二十九日

大分県報号外（告示）

平成28年度 大分県公債管理特別会計予算

平成28年度大分県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 118,802,284千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		千円 118,802,284
	1 繰 入 金	84,936,284
	2 県 債	33,866,000
歳 入 合 計		118,802,284
(歳 出)		
款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		千円 118,802,284
	1 公 債 費	118,802,284
歳 出 合 計		118,802,284

第2表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 33,866,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

平成28年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
平成28年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 154,566千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金	1 繰入金	7,627
	2 繰越金	80,074
	3 諸収入	66,865
歳入合計		154,566

(歳出)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金		154,566
	1 母子父子寡婦福祉資金	154,566
歳出合計		154,566

平成28年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計予算
平成28年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 462,381千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 中小企業設備導入資金	1 繰入金	47,719
	2 繰越金	338,141
	3 諸収入	76,521
歳入合計		462,381

(歳出)

款	項	金額
1 中小企業設備導入資金		462,381
	1 中小企業設備導入資金	462,381
歳出合計		462,381

平成28年度 大分県流通業務団地造成事業特別会計予算
平成28年度大分県流通業務団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 789,929千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算			1 貸付勘定	
(歳入)	歳入歳出予算	金額	千円	
款	項	金額	1 繰入金	187,500
			2 繰越金	178,647
1	流通業務団地費	789,929	3 諸収入	638,503
	1 財産収入	789,929	2 業務勘定	
歳入合計		789,929	1 繰入金	3,484
(歳出)			2 諸収入	274
款	項	金額	歳入合計	
			1,008,408	
1	流通業務団地費	789,929	(歳出)	
	1 土地造成費	789,929	款	項
歳出合計		789,929	1 貸付勘定	金額
平成28年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算			千円	
平成28年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。			1,004,650	
(歳入歳出予算)			1 林業・木材産業改善資金	
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,008,408千円と定める。			250,000	
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。			2 木材産業等高度化推進資金	
第1表			750,000	
(歳入)			3 林業就業促進資金	
歳入歳出予算			4,650	
款			2 業務勘定	
			1 林業・木材産業改善資金	
			3,758	
			1 林業・木材産業改善資金	
			3,484	
			2 木材産業等高度化推進資金	
			274	
			歳出合計	
			1,008,408	

平成28年度 大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成28年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201,993千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

款	項	金額	歳入歳出予算
1 貸付勘定	1 繰越金	150,727	
	1 繰入金	1,993	
2 業務勘定			1,993
歳入合計		201,993	
(歳出)			
款	項	金額	歳入歳出予算
1 貸付勘定		千円	
	1 沿岸漁業改善資金	200,000	
2 業務勘定			1,993

平成28年度 大分県営林事業特別会計予算

平成28年度大分県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 491,525千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

款	項	金額	歳入歳出予算		
				(歳入)	
1 県営林事業費	1 使用料及び手数料	34			
				2 財産収入	301,498
				3 繰入金	153,382
				4 繰越金	1
				5 諸収入	6,610
				6 県債	30,000
歳入合計		千円	491,525		
			491,525		

(歳出)		
款	項	金額
1 県営林事業費	1 県営林事業費	291,352
	2 県民有林事業費	200,173
歳出合計		491,525

千円

491,525

291,352

200,173

491,525

平成二十八年三月二十九日

大分県報号外(告示)

第2表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伐採事業費	千円 26,000	証書借入れの方法により日本政策金融公庫から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、40年度間以内に元利均等の年賦償還の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、又は繰上償還を行うことができる。
県営林造成事業費	4,000			
合 計	30,000			

平成28年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

平成28年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31,813千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
大分県臨海工業地帯 1 建設事業費	1 財産収入	5,317
	2 繰入金	26,396
	3 繰越金	100
	歳入合計	31,813
(歳出)		
款	項	金額
大分県臨海工業地帯 1 建設事業費	1 土地造成費	31,813
	歳出合計	31,813

平成28年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算

平成28年度大分県港湾施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,053,411千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 港湾施設整備事業費	1 使用料及び手数料	1,343,066
	2 繰入金	100,345
	3 県債	610,000
	歳入合計	2,053,411
(歳出)		
款	項	金額
1 港湾施設整備事業費	1 港湾施設整備事業費	2,053,411
	歳出合計	2,053,411

第2表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設建設事業費	千円 610,000	証券借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

平成28年度 大分県用品調達特別会計予算

平成28年度大分県用品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,727,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 用品調達費		千円 1,727,600
	1 用品収入	1,726,000
	2 繰越金	1,600
歳入合計		1,727,600

(歳出)		金額
1 用品調達費		千円 1,727,600
	1 用品調達費	1,727,600
歳出合計		1,727,600

平成28年度 大分県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度大分県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数	578床
1 一般病床	566床
2 感染症病床	12床
2 年間延患者数	353,668人
入 院	146,788人
外 来	206,880人
3 一日平均患者数	1,253人
入 院	402人
外 来	851人
4 建設改良計画	1,936,827千円
資産購入関係	1,400,000千円
医療機械器具	1,400,000千円
改築事業関係	536,827千円
改築工事他	536,827千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	金額
第1款 病院事業収益	14,841,850千円
第1項 医療収益	13,583,502千円
第2項 医療外収益	1,256,258千円
第3項 特別利益	2,000千円
支出	
第1款 病院事業費用	14,609,273千円
第1項 医療費用	14,452,325千円
第2項 医療外費用	154,948千円
第3項 特別損失	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 1,987,398千円は過年度分損益勘定留保資金 1,843,931千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 143,467千円 で補てんするものとする。) 。

第1款 資本的収入	937,186千円
第1項 企業債	468,000千円
第2項 負担金	469,186千円
支出	
第1款 資本的支出	2,924,584千円
第1項 建設改良費	1,936,827千円
第2項 企業債償還金	987,757千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
改築事業費	千円 68,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、1年以内のすえ置期間を含め、5年以内に元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は借入先の定めるところ又は発行要綱による。
医療機器整備事業費	400,000			
合 計	468,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 7,128,531千円

2 交際費 250千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,372,210千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種	名	数量
	類	称	
医療機械器具		新生児病棟生体モニター	1
		循環器用血管撮影装置	1

平成28年度 大分県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度大分県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間販売電力量 244,804,354kWh

2 主たる建設計画

(1) 下赤発電所水車発電機オーバーホール工事 344,272千円

(2) 北川発電所水車発電機オーバーホール工事 176,944千円

(3) 桑原北川線鉄塔化工事 176,081千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益 2,554,540千円

第1項 営業収益 2,402,319千円

第2項 財務収益 57,024千円

第3項 事業外収益 94,897千円

第4項 特別利益 300千円

支出

第1款 電気事業費用 2,267,700千円

第1項 営業費用 2,173,186千円

第2項 財務費用 58,587千円

第3項 事業外費用 25,627千円

第4項 特別損失 300千円

第5項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,780,140千円は、中小水力開発改良積立金 300,000千円、地域振興積立金 50,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 66,888千円、過年度分損益勘定留保資金 1,086,004千円及び当年度分損益勘定留保資金 277,298千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入 451,811千円

第1項 負担金 151,187千円

第2項 投資償還金 300,624千円

支出

第1款 資本的支出 2,231,951千円

第1項 建設改良費 1,833,955千円

第2項 企業償還金 337,996千円

第3項 繰出金 50,000千円

第4項 予備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
大野川発電所水車発電機他更新工事	平成28年度から平成32年度まで	千円 3,121,000
大野川発電所土木・建築他詳細設計業務委託	平成28年度から平成29年度まで	110,000
北川ダム維持流量放流設備濁水対策施設工事	平成28年度から平成29年度まで	6,426
北川ダム維持流量放流設備桑原導水接続工事	平成28年度から平成29年度まで	18,480
別府発電所水車発電機オーバーホール工事	平成28年度から平成29年度まで	100,224
耶馬溪発電所調速機、励磁装置盤更新工事	平成28年度から平成29年度まで	128,780
発電所等集中監視制御機器データ処理装置他及びデータ表示盤更新工事	平成28年度から平成29年度まで	212,105
桑原北川線鉄塔化工事	平成27年度から平成29年度まで	356,028
(一時借入金)		
第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)		
第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 1 営業費用と事業外費用 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)		
第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。		
1 職員給与費	664,814千円	
2 交際費	432千円	
(たな卸資産購入限度額)		
第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,400千円と定める。 平成28年度 大分県工業用水道事業会計予算 (総則)		
第1条 平成28年度大分県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)		
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。		
1 給水事業所数	42社	
2 年間総給水量	201,717,250 m ³	
3 1日平均給水量	552,650 m ³	
4 主たる建設計画		
(1) 給水ネットワーク再構築事業	1,161,294千円	
(2) 大分工業用水道松岡備蓄倉庫建設工事	100,544千円	
(3) 判田取水場無停電電源装置更新工事	78,516千円	
(収益的収入及び支出)		
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		
収入		
第1款 工業用水道事業収益	2,473,431千円	
第1項 営業収益	2,156,539千円	
第2項 営業外収益	316,502千円	
第3項 特別利益	300千円	
支出		
第1款 工業用水道事業費用	1,917,820千円	
第1項 営業費用	1,828,729千円	
第2項 営業外費用	78,791千円	
第3項 特別損失	300千円	
第4項 予備費	10,000千円	
(資本的収入及び支出)		
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,156,483千円は、建設改良積立金 243,000千円、地域振興積立金		

100,000千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 170,328千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 92,426千円、過年度分損益勘定留保資金 1,506,882千円及び当年度分損益勘定留保資金 43,847千円 で補填するものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入 928,306千円

第1項 負担金 51,513千円

第2項 投資償還金 876,793千円

支 出

第1款 資本的支出 3,084,789千円

第1項 建設改良費 1,600,056千円

第2項 企業償還金 367,533千円

第3項 投資その他の資産 1,000,000千円

第4項 補助金返還金 7,200千円

第5項 繰出金 100,000千円

第6項 予備費 10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 456,041千円

2 交際費 108千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、36,600千円と定める。